

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の\*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和6年5月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	県内各市町村	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象基準の拡大) 18歳未満の者(認定後は20歳未満まで延長) 慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患等	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成18年4月診療分
	県内各市町村	乳幼児	81	0歳児	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の医療機関等	平成18年7月診療分
			82	1・2歳児(3歳に達する日の前日の属する月の末日まで)					
			89	3歳以上小学校入学前(満6歳に達した日以後最初の3月31日まで)					
		父子家庭の者	87	1. 18歳未満の児童とその父 2. 20歳未満の一定の障害児 (児童扶養手当施行令別表第1該当)及び高校在学者を監護している父子家庭の父とその児童					
			母子家庭の者	88					
		重度心身障害者		83					
	高齢重度障害者(65歳以上)	85	4. 特別児童扶養手当1級支給児童 5. 障害年金等1級受給権者						
	古河市	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施(対象者は小学校6年生まで)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の医療機関等	平成18年10月診療分
			92	小学校6年生まで					
	つくば市	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施(対象者は0歳児から5歳児)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の医療機関等	平成19年4月診療分
	神栖市	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施(対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の医療機関等	平成20年1月診療分
			92	小学生、中学生までの児童生徒(所得制限なし)	*薬局での自己負担なし				
	県内各市町村	妊産婦	86	母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産(流産を含む)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者(母子家庭の母子、父子家庭の子及び重度心身障害者等に掲げる者を除く)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円、月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
取手市	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施(対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円、月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年7月診療分	
土浦市	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施(対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円、月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年7月診療分	
鹿嶋市	乳幼児(県の事業の上乗せ分)	92	*県の乳幼児医療の年齢拡大 小学生・中学生までの児童生徒(所得制限あり)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年10月診療分	
守谷市	すこやか医療(県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施(対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成21年1月診療分	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	東海村	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 1月診療分
			92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう)から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
	県内 各市町村	小児慢性 特定疾患治療	52	*平成18年4月診療分から受託している事業について、食事療養費を助成対象外とする 県内に居住する小学校入学後から18歳未満の者(所得制限を設ける) 継続申請は20歳未満	現行どおり 15,000円以内/月	現行どおり ○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内 /月 薬局10,000円以内/月	対象外	全国の 医療機関等	
	龍ヶ崎市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	常陸太田市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
			92	小学校・中学校までの児童生徒(所得制限なし)					
	東海村	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	満12歳に達した日の翌日以降における最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者。(小学生～中学生拡大)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
			95	県の基準の所得超過者について助成 (ただし、1,000万円以下の所得の者に限る。)	なし				
	城里町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
			92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう)から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
	筑西市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	日立市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *調剤は対象外	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 7月診療分
		障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	1.療育手帳日のかた 2.厚生年金法等障害年金1級相当のかた 3.特別児童扶養手当2級、障害児童福祉手当又は特別障害者手当を受けているかた 4.日立市障害福祉施設に在籍しているかた 5.日立市特別福祉手当を受けている65歳以上のかた	なし				
	常総市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県の乳幼児医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
乳幼児 (県の事業の上乗せ分)		92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年から小学校3年の学年の終わりまでの間にある者(小学校3年生であれば年齢は問わない)						
阿見町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県の乳幼児医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等		
城里町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう。以下同じ。)から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	守谷市	すこやか医療 (県の事業の上乗せ分)	92	小学生就学児童	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 1月診療分
	牛久市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者			対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
	桜川市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者					
		父子・母子 家庭 (県の事業の上乗せ分)	91	*県の父子家庭・母子家庭医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 なお、父子・母子家庭の者であって乳幼児に該当する場合は、父子・母子家庭を優先する。  <県における基準(父子家庭)> 1. 18歳未満の児童とその父 2. 20歳未満の一定の障害児 (児童扶養手当施行令別表第1該当)及び高校在学者を監護している父子家庭の父とその児童 <県における基準(母子家庭)> 1. 18歳未満の児童を監護している母子家庭の母と児童 2. 20歳未満の一定の障害児 (児童扶養手当施行令別表第1該当)及び高校在学者を監護している母子家庭の母とその児童 3. 前1及び2に定める父母のいない児童	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		重度心身 障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施  <県における基準> 1. 身体障害者手帳1・2級・3級内部障害者 2. IQ35以下の者 3. 身体障害者手帳3級かつIQ50以下の者 4. 特別児童扶養手当1級支給児童 5. 障害年金等1級受給権者	なし				
	大洗町	未就学児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		重度心身 障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	県の所得基準を超え、町独自の所得基準内(届出日又は7月1日現在において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は重度心身障害者等の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が、1000万円以上のときは対象外)である重度心身障害者	なし				
	稲敷市	乳幼児	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
		小学校 中学校	92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
	水戸市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	9歳の誕生日の前日以後の最初の4月1日から12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までにある方(小学校4年生から小学校6年生まで)(所得制限は県と同じ)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
高萩市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生修了までの者						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	大子町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生から中学校3年生まで 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(所得制限なし)					
		妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
	阿見町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生から小学校6年生まで(所得制限なし)					
	坂東市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生修了までの者					
		乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	笠間市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学4年生から6年生修了までの者(公費負担者番号 83、87、88の受給者を除く。) (所得制限は県と同じ)					
	県内 各市町村	小児	80	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大。また、新たに法別番号を設定 7歳以上から小学校3年生まで(満9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)					
	日立市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
	土浦市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成20年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
	古河市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳までの小児					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (7歳から12歳まで → 10歳から15歳までに変更) 10歳から15歳までの小児					
	常総市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (未就学児まで→小学校3年生までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から小学校3年生まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (小学校1年生から小学校3年生→小学校4年生から小学校6年生までに拡大) 小学校4年生から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者					
	常陸太田市 龍ヶ崎市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
阿見町	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	大洗町 牛久市 桜川市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
	東海村	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更(小学校1年生から中学校卒業まで → 小学校4年生から中学校卒業までに変更) 小学校4年生から中学校卒業まで					
	鹿嶋市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(小学校1年生から中学校3年生→小学校4年生から中学校3年生までに拡大) 小学生・中学生までの児童生徒〔所得制限あり(県に準じた所得制限)〕					
	神栖市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成20年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成20年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更(小学校1年生から中学校3年生 → 小学校4年生から中学校3年生に変更) 小学生、中学生までの児童生徒(所得制限なし)					
	守谷市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳までの小児					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更(小学校1年生から小学校6年生 → 小学校4年生から小学校6年生に変更) 小学校4年生から小学校6年生					
	城里町	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(未就学児まで→9歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更(6歳に達した以後の最初の4月1日から→9歳に達した以後の最初の4月1日からに変更) 満9歳に達した以後の最初の4月1日以後の者から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者					
	稲敷市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更(小学1年生から中学3年生まで→小学4年生から中学3年生までに変更) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に定める学齢児童及び学齢生徒〔小児(出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を除く〕					
	筑西市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
	県内 各市町村 (*)	小児	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(7歳以上から小学校3年生まで(満9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)→満7歳に達する月の初日から満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者)					
乳幼児		89	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大(3歳以上小学校入学前(満6歳に達した日以後最初の3月31日まで)→3歳以上7歳に達する日の前月の末日まで)						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	境町	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年の学年の終わりまでの間にある者					
	行方市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
	鉾田市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	石岡市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳) ただし、第3子以降の児童に限る	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
	那珂市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	つくば みらい市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	結城市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	牛久市 筑西市 桜川市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
	龍ヶ崎市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	県内 各市町村	小児	84	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療(法別81、82、89)及び平成22年10月診療分から受託している小児医療(法別80)の実施機関番号を法別(84)に統一 満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	土浦市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
	茨城町 下妻市 五霞町	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)					
	守谷市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
	かすみがうら市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 1月診療分
	北茨城市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 (満12歳まで)					
	古河市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
	龍ヶ崎市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
	守谷市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
	阿見町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
大洗町	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(満15歳まで)						
常陸大宮市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	ひたちなか市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
	取手市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	河内町	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
			92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)					
		父子・母子家庭 (県の事業の上乗せ分)	91	18歳から20歳まで					
	八千代町	小児 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 10月診療分
			92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)					
	つくば市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)					
	小美玉市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
			92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	石岡市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
	潮来市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
92			小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)						
行方市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	石岡市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成23年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (第3子以降の児童に限り小学校6年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
	結城市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(満15歳まで)					
	行方市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成23年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	鉾田市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成23年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(満15歳まで)					
	水戸市 下妻市 茨城町 鹿嶋市 八千代町 五霞町 かすみがうら市 鉾田市 笠間市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
	古河市 大子町	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 高校生の年齢に相当する者(所得制限なし)					
	県内 各市町村 (*)	小児	84	*平成24年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (入院:9歳まで→15歳までに拡大) (入院外:9歳まで→12歳までに拡大) 入院:満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者					
	日立市 土浦市 古河市 龍ヶ崎市 常陸太田市 大洗町 東海村 神栖市 阿見町 牛久市 守谷市 城里町 稲敷市 筑西市 桜川市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
石岡市 潮来市 行方市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	結城市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
	常総市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大(9歳まで→12歳までに拡大) 0歳から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	高萩市 大子町 坂東市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	北茨城市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(9歳まで→12歳までに拡大) 0歳から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	取手市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成20年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	河内町 小美玉市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	境町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	つくば市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成19年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(5歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	つくば みらい市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大(9歳まで→15歳までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)					
	県内 各市町村 (日立市及び 高萩市除く) (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*県の事業(84.08.****)の拡大に伴い、実施機関番号(92.08.****)を廃止					
県内 各市町村	小児慢性 (国の事業の上乗せ分)	60	県内に居住する中学校入学後から18歳未満の者(所得制限を設ける) 継続申請は20歳未満	15,000円以内/月	○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内/月 薬局10,000円以内/月	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 1月診療分	
那珂市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	ひたちなか市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(入院外のみ)(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
	結城市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)					
	常陸太田市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)					
	鹿嶋市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)					
	稲敷市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)					
	県内各市町村(*)	小児慢性 特定疾患治療	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。	平成26年12月診療分までの取扱い				
	日立市(*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について入院外の年齢対象を拡大 (入院外:小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
	常陸大宮市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	筑西市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 高校生の年齢に相当する者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	境町	マル境 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 16歳から20歳の年齢に相当する者(所得制限なし) 19歳から20歳の年齢に該当する者については、学校教育法及び国民年金法に規定する学生である者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
	県内各市町村(*)	小児	84	*平成26年10月診療分から受託内容を変更した小児医療について、所得制限を緩和 入院:満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり) 入院外:満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
		妊産婦	86	*平成20年4月診療分から受託している妊産婦医療について、所得制限を緩和 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産(流産を含む)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者(母子家庭の母子、父子家庭の子及び重度心身障害者等に掲げる者を除く)					
那珂市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					平成28年 10月診療分	
牛久市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等		
小美玉市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	水戸市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 また、所得制限を緩和 (県の小児医療福祉制度で対象とならない就学前までの子どもを対象者に追加) (所得制限を緩和) 就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
	那珂市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成27年1月診療分から受託している小児医療について、対象年齢等を拡大 (中学校1年生から中学校3年生まで→0歳から中学校3年生までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限なし) (県の小児医療福祉制度非該当者である者)					
	龍ヶ崎市 常総市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
	日立市 桜川市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
	潮来市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	坂東市	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 12月診療分
	利根町	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 入院外:中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
小児 (県の事業の上乗せ分)		94	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	県内各市町村(*)	小児	84	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大(入院:満15歳→満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者に拡大) 入院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり) 入院外:0歳から満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
	城里町 境町 筑西市(*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	北茨城市(*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	結城市 高萩市 取手市 大洗町 東海村 神栖市 潮来市 阿見町 行方市(*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	茨城町 八千代町 下妻市 五霞町(*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、入院外の対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 入院外:満12歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)	/	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	鉾田市(*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大(満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	古河市 龍ヶ崎市 常陸太田市 大子町 牛久市 稲敷市 坂東市 桜川市 小美玉市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	日立市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	鹿嶋市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	利根町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大(入院外:満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	常総市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療についての対象年齢を拡大(満12歳まで→満18歳までに拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	石岡市 守谷市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大(入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入院外:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	那珂市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大(入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	境町 (*)	マル境 (県の事業の上乗せ分)	94	*平成28年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を変更(満16歳から→18歳に達した日以降最初の4月1日から変更) 満18歳に達した日以降最初の4月1日から満20歳に達した日以後最初の3月31日までの者(学校教育法及び国民年金法に規定する学生である者(所得制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	県内 各市町村 (境町、古河市を除く)	小児 (県の事業の上乗せ分)	94	*県の事業(84.08.****)の拡大に伴い、実施機関番号(94.08.****)を(90.08.****)に統一					
古河市 (*)	マル古 (県の事業の上乗せ分)	94	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(→満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法に規定する学生である者(所得制限あり))に拡大) *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし) 満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法に規定する学生である者(所得制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 6月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	古河市 (*)	マル古 (県の事業の上乗せ分)	94	*平成27年6月診療分から助成内容を変更したマル古について、対象年齢を変更(県の小児医療福祉制度で対象とならない満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)→対象外) 満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法に規定する学生である者(所得制限あり)) ・平成30年3月31日をもって終了、ただし、平成30年度は経過措置として、平成29年度内に19歳に到達したもので、今年度も対象要件を満たす者のみ申請により資格を持つことが可能	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	美浦村	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
		妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	河内町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	那珂市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	古河市	マル古 (県の事業の上乗せ分)	94	*平成30年10月診療分から助成内容を変更したマル古について、経過措置期間終了に伴い取扱いを終了。					平成31年 3月診療分 までの取扱い
	県内 各市町村 (*)	重度心身障害者	83	*平成18年7月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (→精神障害者保健福祉手帳1級保持者) 1. 身体障害者手帳1・2級・3級内部障害者 2. IQ35以下の者 3. 身体障害者手帳3級かつIQ50以下の者 4. 特別児童扶養手当1級支給児童 5. 障害年金等1級受給権者 6. 精神障害者保健福祉手帳1級保持者		なし	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
	水戸市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を緩和 (入院:就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者→18歳までに拡大) (入院外:就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者→15歳までに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) ・入院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限なし) ・入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限なし) (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
	石岡市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満15歳まで→満18歳までに拡大) ・入院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 ・入院外:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	かすみがうら 市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、所得制限を廃止し、対象年齢を拡大 (中学1年生から中学校3年生→0歳から中学校3年生に拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) ・0歳から中学3年生までの者(所得制限なし) (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	笠間市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大(中学校3年生の学年の終わりまで→満18歳に達した日以後最初の3月31日まで) *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満12歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	常陸大宮市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成27年10月診療分から受託している小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大(中学校3年生の学年の終わりまで→満18歳に達した日以後最初の3月31日まで) *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満12歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
	日立市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	水戸市	小児慢性 (国の事業の上乗せ分)	60	*国が行う小児慢性特定疾病医療制度の対象基準の拡大 水戸市に居住する満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限あり) 継続申請は20歳未満	15,000円以内/月	○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内/月 薬局10,000円以内/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	県内各市町村 (*)	小児慢性 (国の事業の上乗せ分)	60	*平成27年1月診療分から受託している小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大事業について対象者の居住地を変更(県内に居住→県内(水戸市を除く)に居住) 県内(水戸市を除く)に居住する満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限あり) 継続申請は20歳未満	15,000円以内/月	○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内/月 薬局10,000円以内/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	水戸市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(入院外:15歳まで→18歳まで) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	土浦市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大(15歳まで→18歳まで) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	日立市	ひとり親 (県の事業の上乗せ分)	91	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	神栖市	ひとり親家庭 (県の事業の上乗せ分)	91	県のひとり親家庭医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		重度心身 障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	県の重度心身障害者医療福祉制度非該当(所得超過)である者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
	守谷市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (外来:15歳まで→18歳までに拡大) 入院外:0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
	ひたちなか市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成27年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生→高校3年生に拡大) 12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(入院外のみ)(所得制限あり)	/	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	かすみがうら 市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	つくば みらい市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	つくば市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
	下妻市	妊産婦(県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	下妻市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (所得制限あり→所得制限なしに変更) (入院 : 12歳から15歳→0歳から満18歳) (入院外 : 12歳から18歳→0歳から満18歳) 入院 : 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外 : 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
	八千代町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (所得制限あり→所得制限なしに変更) (入院 : 12歳から15歳→0歳から満18歳) (入院外 : 12歳から18歳→0歳から満18歳) 入院 : 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外 : 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
	つくばみらい市	妊産婦(県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関	令和5年 4月診療分
	五霞町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (所得制限あり→所得制限なしに変更) (入院 : 12歳~15歳→0~18歳) (入院外 : 12歳~18歳→0~18歳) 入院 : 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外 : 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	八千代町	妊産婦(県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
	笠間市	ひとり親 (県の事業の上乗せ分)	91	県のひとり親家庭医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		重度心身 障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	県の重度心身障害者医療福祉制度非該当(所得超過)である者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
		妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分
笠間市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大と所得制限を廃止 (満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当者であるもの)	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 7月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	令和6年4月現在
					入院	入院外			
茨城県	常陸大宮市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	茨城町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 (満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当者であるもの)	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	常陸大宮市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 (満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当者であるもの)	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	ひたちなか市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 (満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当者であるもの)	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	土浦市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	県内 各市町村 (*)	重度心身障害者	83	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (「身体障害者手帳3級又は4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」及び「知能指数50以下かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」を追加) 1.身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者 2.身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた者 3.知能指数が35以下と判断された者 4.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ知能指数50以下と判断された者 5.障害年金1級に該当された方 6.特別児童扶養手当1級の対象となった者 7.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者 8.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者 9.知能指数50以下と判断され、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	県内 各市町村 (*)	高齢重度障害者 (65歳以上)	85	*平成18年7月診療分から受託している高齢重度障害者医療について、対象者を拡大 (「身体障害者手帳3級又は4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」及び「知能指数50以下かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」を追加) 1.身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者 2.身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた者 3.知能指数が35以下と判断された者 4.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ知能指数50以下と判断された者 5.障害年金1級に該当された方 6.特別児童扶養手当1級の対象となった者 7.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者 8.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者 9.知能指数50以下と判断され、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。